ケアハウス剣崎　利用料金表

令和8年8月1日　改訂

サービス提供費区分	＊ 対象収入による階層区分	1か月分利用料金	利 用 料 内 訳		
		(A+B+C)円	事務費(A)円	生活費(B)円	管理費(C)円
1	1,500,000円以下	80,364	10,000	49,364	21,000
2	1,500,001円 ～ 1,600,000円	83,364	13,000	49,364	21,000
3	1,600,001円 ～ 1,700,000円	86,364	16,000	49,364	21,000
4	1,700,001円 ～ 1,800,000円	89,364	19,000	49,364	21,000
5	1,800,001円 ～ 1,900,000円	92,364	22,000	49,364	21,000
6	1,900,001円 ～ 2,000,000円	95,364	25,000	49,364	21,000
7	2,000,001円 ～ 2,100,000円	100,364	30,000	49,364	21,000
8	2,100,001円 ～ 2,200,000円	105,364	35,000	49,364	21,000
9	2,200,001円 ～ 2,300,000円	110,364	40,000	49,364	21,000
10	2,300,001円 ～ 2,400,000円	115,364	45,000	49,364	21,000
11	2,400,001円 ～ 2,500,000円	120,364	50,000	49,364	21,000
12	2,500,001円 ～ 2,600,000円	127,364	57,000	49,364	21,000
13	2,600,001円 ～ 2,700,000円	134,364	64,000	49,364	21,000
14	2,700,001以上	139,964	69,600	49,364	21,000

その他、必要となる費用

１．生活費冬季加算(暖房費)として11月～3月まで
1か月4,000円加算となります。

２．居室で使用する電気･水道料の基本料金･
使用料は別途負担となります。
電気基本料金　月額 4,000円+使用料(税別)
水道基本料金　月額 2,200円
※ 基本料金･使用料金単価は公共料金の改定に応じ、変更となることがあります。

３．入居時には、保証金として
お一人で入居される場合は300,000円
お二人で入居される場合は400,000円
を一旦お預かりさせていただきます。
この費用は、退居なさる際に、居室の修繕、クリーニング、消耗品取替などの費用を差し引き、ご返却致します。

＊　対象収入とは、前年の収入額に対して、法定必要経費を差し引いた額とします。
法定必要経費･･･租税(固定資産税は対象外)、社会保険料、医療費、介護保険サービス等

＊　事務費、生活費は県の料金改定により、その年度途中でも変更になることがあります。

＊　二人用居室をご夫婦でご利用の場合
(1)お二人の対象収入(収入合計一必要経費)の合計に対して、1/2倍して得た額を、お一人の対象収入とします。
(2)上記の式により計算されたお一人の対象収入が150万以下となる場合は、30%減額し、100円未満を切捨てした額がサービスの提供に要する費用徴収額となります。